

令和8年度におけるチッソ株式会社に対する支援措置の執行について

令和8年6月30日

チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議（幹事会）

確認事項

1. チッソ株式会社において、令和8年度に「可能な範囲」の金額は、
0円 となること。
2. チッソ株式会社に対する支払猶予等相当額については、
536,605,467円 となること。
3. 国庫補助金及び特別な県債等
2. に掲げる支払猶予等相当額は、次のとおり国庫補助金及び特別な県債により手当てし、端数はチッソ株式会社の負担とする。

国庫補助金	<u>429,284,372円</u>
特別な県債（財政融資資金引受）	<u>106,000,000円</u>
端数（チッソ（株）負担）	<u>1,321,095円</u>